

## ケアプランセンター東根 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人東根福祉会が開設するケアプランセンター東根(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者とその家族に対し、適正な指定居宅介護支援【介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ】を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定居宅介護支援事業の利用者(以下「利用者」という。)が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮する。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的、一体的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- 3 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定居宅サービス事業者、その他の関係機関等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアプランセンター東根
- (2) 所在地 山形県東根市大字野川2074番地の99

(職員の種類、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の種類、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (主任介護支援専門員)
- 管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1名以上
- 支援専門員は、次の業務を行う。
- ア. 要介護認定の申請代行
- イ. 市からの委託による要介護認定の調査
- ウ. 居宅介護サービスの作成、受付
- エ. 要介護基本情報登録管理
- オ. 居宅介護サービス計画の管理
- カ. 居宅介護サービス計画費の請求

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
ただし、祝祭日及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容及び利用料等)

第6条 指定居宅支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担は無とする。

- (1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者がサービスを選ぶことができるよう必要な情報を提供する。
- (2) 利用者が、自立生活を営むことができるサービスを考慮して計画の原案を作成する。
- (3) 居宅サービスを行う担当者との会議の開催や連絡調整を行う。
- (4) サービスの種類、内容、利用料などについて利用者や家族に説明し、文書により同意を得る。
- (5) 計画作成後は、家族状況を把握し、必要に応じて計画の変更や居宅サービス事業者との連絡調整を行う。
- (6) 利用者が、病院や施設への入院や入所を希望した場合は、その実現を援助する。
- (7) 利用者が、医療サービスを希望する場合は、主治医などの意見を求める。
- (8) 利用者の被保険証に、認定審査会の意見や市町村によるサービスの種類について、記載がある場合は、利用者に説明し、その内容に沿った計画を作成する。
- (9) 利用者日常生活全般にわたって支援するために、市の保健医療、福祉サービスや地域住民によるボランティアサービスなど、保険給付対象以外のサービス利用も含めて、計画に盛り込む。
- (10) 利用者の相談を受ける場所としては、第3条に規定する事業所相談室とする。
- (11) 使用する課題分析票の種類としては、居宅サービス計画ガイドラインを使用する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は東根市、天童市、村山市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、居宅介護支援を実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、施設長に報告しなければならない。

(苦情処理)

第9条 事業所は、自ら提供した居宅介護支援事業及び居宅サービス事業に対する利用者又はその家族からの苦情を処理するための体制を確立する。

(業務継続計画の策定等)

第10条 事業所は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必

要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束等)

第 11 条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。また、管理者をこれらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- 2 事業所は、前項の身体拘束を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待防止に関する事項)

第 12 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 13 条 指定居宅介護支援事業者は、職員の資質向上を図るための研修機会を確保しなければならない。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 前項については、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人東根福社会と施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則 この規程は、平成１４年４月１日から施行する。

附 則 この規程は、平成１４年９月２７日から施行する。

附 則 この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則 この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則 この規程は、平成１８年５月２３日から施行し、平成１８年４月１日から適用する。

附 則 この規程は、平成１８年１２月１２日から施行し、平成１８年４月１日から適用する。

附 則 この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則 この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則 この規程は、平成２８年１２月２２日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附 則 この規程は、令和３年３月１１日から施行する。

附 則 この規程は、令和３年８月１日から施行する。

附 則 この規程は、令和４年６月２日から施行し、令和４年４月１日より適用する。

附 則 この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則 この規程は、令和６年６月６日から施行し、令和６年４月１日より適用する。